１　南海トラフ地震に備えた被害認定調査及び罹災証明発行に係る県単位のシステム導入について

〔半田市、碧南市、常滑市、東海市、大府市、知多市提出〕

本年１月１日に発生した能登半島地震、８月８日の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発出を受け、南海トラフ地震に備えることは、市町村の喫緊の課題です。

発災後、罹災証明を遅滞なく交付することは被災者の生活再建に欠かせませんが、住家の被害認定調査及び罹災証明書発行事務は、県内の大半の市町村では紙媒体によるアナログ調査を行うこととしており、罹災証明交付までに膨大な時間を要することとなるため、住家の被害認定調査及び罹災証明書発行事務のシステム導入（ＤＸ化）が必須です。

国が６月１８日に決定した「デジタル行財政改革取りまとめ２０２４」の中で、住家の被害認定調査のデジタル化が防災分野の取組に位置づけられています。

石川県では、能登半島地震発災前から被災者生活再建支援システムを県が主導で導入していたことから、迅速な対応が可能となりました。そのほか、岩手、茨城、新潟、東京、京都等においても、都道府県単位でシステムを導入しています。

県単位で導入を行わないと、県が各自治体の調査の進捗状況の把握に時間を要すること、受援の際に自治体間の被害認定調査の差が拡大すること、財政上の問題からシステム導入に差が生じることから、罹災証明書交付に遅速が生じ、県民全体の円滑な生活再建に支障を来す恐れがあります。

ついては、県におかれては、**南海トラフ地震等の発災時、被災地域の迅速な生活再建を図るため、愛知県が被災者生活再建支援に係るシステムを導入し、県内全ての市町村の被害認定調査及び罹災証明発行のＤＸ化を進めることを要望します。**

２　南海トラフ地震等対策事業費補助金における補助基準額の時限措置の見直しについて

〔稲沢市提出〕

南海トラフ地震等対策事業費補助金は、南海トラフ地震等の大規模地震災害への備えを強化するため、補助メニューが新設・拡充され、令和４年度までの１市町村あたりの補助金額20,000千円から令和５年度から１市町村あたり25,000千円に引上げられました。

令和６年に入り令和６年能登半島地震、豊後水道地震及び日向灘を震源とする地震などが発生し、８月には初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、改めて南海トラフ地震に対する備えを見直す必要がありますが、現状の補助基準額25,000千円への増額は令和７年度までの時限措置であり、補助基準額が元に戻されると、対策に後れが生じる恐れがあります。

ついては、県におかれては、**南海トラフ地震等対策事業費補助金の補助基準額を増額する時限措置について、令和８年度以降も継続するよう要望します。**

３　愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助制度の対象者の拡充及び期間延長について

〔豊川市提出〕

愛知県では条例により令和３年 10 月から、また、道路交通法においても令和５年４月から、すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。また、愛知県では、対象者を７歳から１８歳までの児童・生徒等、又は６５歳以上としたヘルメット購入費用の補助事業を令和７年度末まで行う予定とされています。

豊川市では、県の補助制度との協調により自転車乗車用ヘルメットの購入費の半額補助（上限２，０００円）をしており、令和６年度からは全年齢に補助対象を拡大し、自転車乗車用ヘルメットの着用促進に取り組んでいます。

自転車乗車用ヘルメット未着用による交通死亡事故等が後を絶たないことから、自転車に乗車する全県民に対する自転車乗車用ヘルメット着用の更なる促進が必要と考えます。

ついては、県におかれては、**愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助制度の補助対象年齢を令和７年度以降は全年齢へ拡充するとともに、当該補助制度を令和８年度以降も継続するよう要望します。**

４　保護司の面接場所の確保について

〔知立市提出〕

今般、滋賀県大津市の保護司が自宅において殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕された事案を受け、国、県から各市町村へ保護司の面接場所確保に対する協力の依頼がありました。

知立市では、保護司の面接場所として市役所の会議室を利用できることとしており、昨年度は１施設を使用できるようにしましたが、当該施設の予約状況に空きがなくあまり活用できておらず、今年度については更に公民館を利用できるよう調整を進めているところです。

保護司が利用しやすい面接場所を確保する上で、市の公共施設のみでは限界があります。

ついては、県におかれては、**保護司の面接場所として県の施設を使用できるよう要望します。**

５　在宅重度障害者手当のシステム導入・改修に対する財政負担について

〔豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、田原市提出〕

愛知県事務処理特例条例に基づき、権限移譲を受けた在宅重度障害者手当の事務の実施に関し、対象者管理のためのシステムを各市町村で個別に導入していますが、地方公共団体情報システム標準化により基幹システムが標準準拠システムへ移行することに伴い、当該システムの改修の必要が生じています。

愛知県在宅重度障害者手当の事務処理に要する経費として権限移譲交付金が交付されているものの、システムの導入・改修にかかる費用補助がなく、市町村が全額負担しております。

標準化に際し、類似事務である国制度手当は、標準化の対象となる事務にあたるため、システム導入・改修に対して地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、デジタル基盤改革支援基金により補助率 10/10 の補助がありますが、愛知県在宅重度障害者手当は標準化の対象外であるため、国の補助を受けることができません。

ついては、県におかれては、**権限移譲を受けた市町村に財政負担が生じることのないよう、在宅重度障害者手当のシステム導入・改修に要する費用の全額負担を要望します。**

６　介護支援専門員（ケアマネジャー）の法定研修の実施方法について

〔豊田市提出〕

介護保険サービスの提供において介護支援専門員は欠かすことのできない存在であり、今も居宅や施設において多くの高齢者にケアプラン作成を通じて様々な支援を行っているところですが、高齢化の進展に伴い今後さらなる利用者の増加が見込まれ、担い手の不足が危惧されるところです。

こうした増え続ける高齢者のニーズに対して、質の高いケアマネジメントで自立支援、重度化防止を進める観点から、介護支援専門員には、資格の取得時及び取得後も各種研修の受講が求められていますが、すでに多くの利用者を抱え、ケアプラン作成のほかにも様々な支援を行っているなか、日常業務と並行して長期の研修を受講することが負担になっている状況です。

国においては研修カリキュラムの見直しなど負担軽減策の検討が始められており、愛知県でも、会場開催、オンライン開催の併用など受講方法の多様化に取り組んでいただいておりますが、介護支援専門員の「実務研修」「主任介護支援専門員研修」は名古屋などの会場で 10 日間前後の受講が必要となっており、会場から遠距離の自治体においては毎回の市外への移動に要する時間や費用が負担になっています。

ついては、県におかれては、**介護支援専門員の法定研修の受講負担軽減のため、研修開催会場の増加とオンライン受講できる研修範囲の拡大を要望します。**

７　愛知県遺児手当に関する事務処理について

〔半田市提出〕

愛知県遺児手当の事務処理では、申請者は各種申請や所得状況届において３枚複写様式を使用し、愛知県福祉相談センターと自治体間の事務は紙媒体で主に手書きにより対応しています。

また、認定申請書や所得状況届を提出する際に、申請者や扶養義務者の課税情報が当該市にない場合は、所得証明書の添付が求められています。

愛知県では、愛知県遺児手当の各種申請や所得状況届は３枚複写のうち１枚を用いて電算処理が行われています。

また、児童扶養手当及び市独自の遺児手当はマイナンバーによる情報連携により所得の確認が可能であるため、所得証明書の添付は不要ですが、愛知県遺児手当のみ、所得証明書の添付が必要となっています。

愛知県遺児手当は、手書きによる申請手続きや県と市町間の事務が主に紙媒体で行われるため、申請者と事務担当者の負担が大きく、所得証明書の添付についても、申請者の負担となることに加え、同様の手続きの中で愛知県遺児手当のみ必要書類が異なることから申請者にわかりづらくなっています。

ついては、県におかれては、**愛知県遺児手当の事務について、申請者及び事務担当者の負担軽減のため、３枚複写様式による手書き事務や、県・福祉相談センターと自治体間の紙媒体での事務処理等、デジタル化を含む、事務処理方法の全面的な見直しの検討を要望します。**

また、愛知県遺児手当の各種手続きにおける所得証明書の添付について、マイナンバーによる情報連携にて所得を確認することにより省略可とすることを要望します。

８　生殖補助医療の先進医療費助成について

〔みよし市提出〕

不妊治療は、しばしば長期間かつ高額な費用が掛かることから、子どもを持つことを願う夫婦が経済的な負担を感じることがあります。この経済的負担の軽減を図るため、愛知県内の一部の市町村では、単独で生殖補助医療の先進医療への助成を実施しているところも見受けられますが、まだ多くはありません。

現在、東京都や兵庫県、福岡県、静岡県をはじめとする多くの自治体で生殖補助医療の先進医療に係る費用に対する助成を行っています。

ついては、県におかれては、**不妊治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担を軽減し、適切な治療を受けられる機会を提供するため、生殖補助医療の先進医療に係る費用に対する助成を要望します。**

９　地域学校協働活動推進員配置事業への財政支援について

〔知多市提出〕

国及び県は地域と学校との連携、協働体制づくりを目指し、地域学校協働活動を推進しており、本市においても、地域学校協働本部の市内全小中学校区（15 学区）への導入を進めています。現在 4 校で開設され、各学区に 1 名ずつ地域学校協働活動推進員を配置し、推進員を配置するための必要経費として、報償費（謝金）を計上しています。今後、地域学校協働本部を拡大すると、必要経費の増額が見込まれます。

推進員の配置事業への財政的な支援として、愛知県地域学校協働活動推進事業費補助金が設けられ、推進員への謝金に対して 3 分の 2 が補助されております。なお、同補助金は、県が国の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金により 3 分の 1 の補助を受けて市町村に間接補助しているものです。

国の補助制度では謝金単価の上限に定めがあるものの、人数や総額に対する上限は定められていません。しかしながら、現状、県の補助金額は、1 市町村あたり 138 千円を上限と定められ、自治体の規模、学校数等が異なっていたとしても、一律交付となっています。本市の場合、県の補助上限額と市の要望額に乖離があり、市の負担が大きくなっています。

ついては、県におかれては、**地域学校協働活動推進員配置事業における一律の補助上限額を見直し、地域学校協働本部の設置数や推進員の配置状況に応じた補助金の交付を要望します。**

１０　くすのき特別支援学校の過大化に伴う、愛知県立特別支援学校の受け入れ拡大について

〔豊橋市、田原市提出〕

豊橋市立くすのき特別支援学校の児童生徒数及び学級数は、平成 27 年の開校時 216 名 42 学級でしたが、令和 6 年度は 305 名 56 学級まで増加しています。教室が不足するため、多目的室を普通教室に転用しながら対応していますが、現在の 56 学級が限界であり、これ以上の受け入れは困難な状況にあります。

西三河地域では、令和 9 年 4 月に県立の知的障害特別支援学校が豊田市に新設される予定ですが、東三河地域には県立の特別支援学校の新設予定はありません。

ついては、県におかれては、**支援を必要とする子どもに、適切な支援がいきわたるような体制を整備するため、東三河地域の県立の知的障害特別支援学校新設や既存の県立知的障害特別支援学校の学級増設など児童生徒の受け入れを拡大していただくよう要望します。**

１１　学校給食費の無償化に向けた交付金制度の創設について

〔津島市提出〕

津島市では、令和４年度にコロナ禍における原油価格・物価高騰などによる保護者の経済的な負担軽減を図るため、令和４年９月から令和５年３月まで給食費の全額無償化を実施しました。令和５年４月からは、子育て世帯を全面応援するため、子育て施策の一環として、給食費の半額無償化を市単独で導入、さらに今年７月から翌年３月まで、国の物価高騰対策における地方創生臨時交付金を活用して、さらに半額補助を行い、全額無償化を実施しています。

文科省の調査により、令和６年６月に全国の自治体の３割が令和５年度時点で給食費の無償化を実施していることが公表されました。

学校給食の無償化については、事業実施における予算の確保等による事業自体の継続性や地域間格差などが課題とされていますが、当市では、子どもの健やかな育成を図り、子育てをしやすい環境づくりを推進し、子育て世代を全面応援する上で、給食費の無償化は効果の高いものと考えています。県全体として人口減少が課題となってきた県内の市町村全てにおいて、同様の効果が得られるものと考えます

ついては、県におかれては、**人口減少問題を克服していく政策の１つとして、子育て世代を応援するため給食費を無償化している市町村の経費の一部を補助する交付金を創設されることを要望します。**

１２　水道事業における広域化の推進について

〔新城市提出〕

本市水道事業は、地理的特徴により非効率な運営を余儀なくされ、給水原価は１㎥当たり約２４０円となっており、事業運営に大変苦慮しています。厳しい経営状況を改善するため、令和２年４月に続き、昨年８月に料金改定を行いました。

このことにより、同じ水源を利用している地域において、水源地である本市と受益地との料金格差がさらに広がることとなっています。

愛知県水道広域化推進プランでは、県の役割として、広域連携について、各水道事業者及び水道用水供給事業者と検討するための広域化検討体制を構築し、広域連携の推進に必要な調整や支援を行い、簡易水道等小規模な水道事業の支援体制強化に向けた検討や支援を行うこととされています。

ついては、県におかれては、**愛知県水道広域化推進プランにおける将来の理想像「県民が等しく均衡のとれた負担で、同質のサービスが受けられる状態」を実現するため、愛知県水道広域化研究会議各ブロック、とりわけ矢作川・豊川 CN プロジェクトが三河地域全体で進められている東三河地域において、矢作川流域同様、上下水道広域連携協議会準備会を早急に設置できるよう、推進役としてのリーダーシップを発揮され、水道広域化を進めていただくよう要望します。**

１３　下水道管渠の改築事業に係る県費補助の継続と増額について

〔豊田市、西尾市提出〕

西尾市では、平成 11 年度から平成 24 年度にかけて整備した下水道管渠のうち、ハイセラミック管を使用した区間は約 244ｋｍに及び、これらの点検調査を実施したところ、多数の破損等不具合が確認されました。

同様に豊田市でも、平成 12 年度から平成 26 年度に整備した区間は約 143ｋｍに及び、この区間の点検調査を実施したところ、多数の破損等不具合が確認されましたが、破損部分が連続しているため、部分的な修繕が困難で全体的な改築が必要です。

下水道管渠の破損等不具合は、道路陥没発生の原因となるため、早急に管渠を改築する必要があり、改築には多額の事業費が必要となります。

国の下水道管渠の改築に対する支援は、改築が可能となるまでの期間や、下水排除量の規模に関する要件などがあり、当該区間の多くは、この要件を満たしていないため交付対象外です。

今後、計画的に改築を進めていく予定ですが、市の財政負担が大きく、予定通りに進めることが困難になることを危惧しています。

このような中、令和元年度から国の交付対象とならない下水道管渠の改築更新事業の一部について、県費補助制度の対象としていただいていることは、対策を進めるうえで貴重な財源となっています。

ついては、県におかれては、**ハイセラミック管を含む下水道管渠の改築事業に係る県費補助を継続し、予算を増額していただくよう要望します。併せて、交付要件の緩和を国に働きかけることを要望します。**

１４　愛知県営水道の送水管路の耐震化について

〔大府市提出〕

本市水道事業は、早期から配水池や管路施設の耐震化を進め、現在市内重要給水施設への送水管路の耐震化は概ね完了しています。本年１月１日に発生した能登半島地震における県営水道断水による復旧の長期化や、８月８日に発生した日向灘沖の地震による南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発出など、大規模な災害時におけるライフラインの持続的な供給は喫緊の課題です。

本市水道事業は、愛知県営上野浄水場からの県水受水１００％により運営をしていますが、県水の受水地点となる大府第二供給点への送水管（高浜線）は耐震性がない送水管となっています。もし県水の送水管が破損し断水するような事態が生じると、大府第二供給点以降の重要給水施設は機能しなくなり、市内給水人口（令和５年度末で９２，９６６人）の約半数の市民への応急給水に影響をおよぼします。

水道事業は、住民の生命及び暮らしを支えるライフラインであるとともに社会経済を支える極めて公共性の高い事業であり、災害時においても持続的かつ安定的に供給を行えるようにする必要があります。

ついては、県におかれては、**愛知県営水道において、早急に大府第二供給点への送水管（高浜線）をはじめとする送水管路の耐震化を実施していただくよう要望します。**